

平成25年度補正  
定置用リチウムイオン蓄電池  
導入支援事業費補助金

— 指定認証機関の公募 —

公 募 要 領

平成26年3月

# 平成25年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 指定認証機関へ応募をされる皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対して厳正に処分しております。

従って、当法人の補助金に関する指定認証機関の応募をされる方におきましては、以下の点を十分ご認識された上で申請を行っていただきますようお願いいたします。

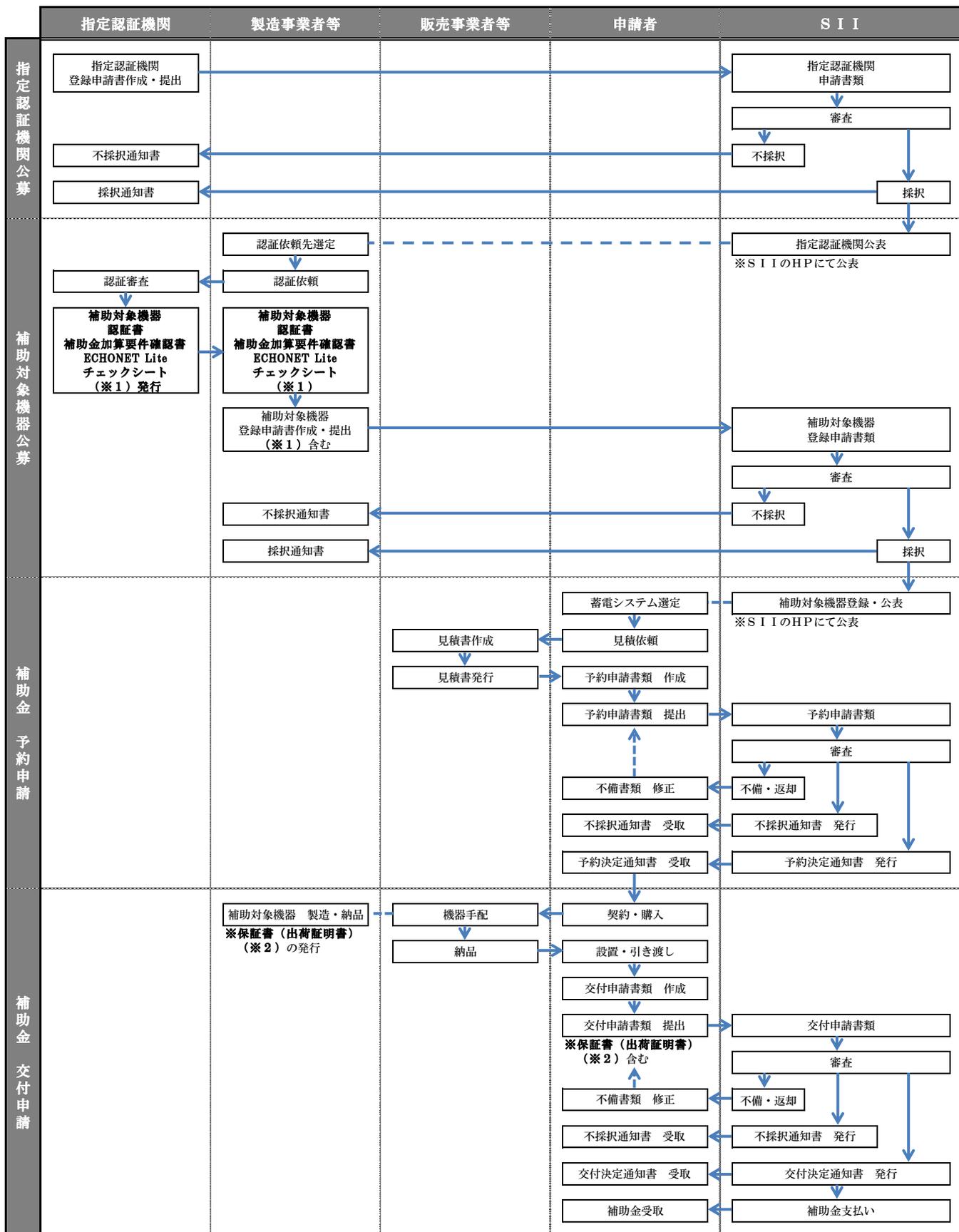
## 《参考》

1. 指定認証機関は、SIIが行う監査や会計検査院による会計監査に備え、対象機器の認証に要した全ての書類を本事業の終了から最低6年以上保管し、閲覧・提出に協力しなければなりません。
2. 指定認証機関の申請、及び補助対象機器の認証において、如何なる理由があっても虚偽の申請、認証を行わないでください。SIIにより虚偽が認められた場合、当該指定認証機関に対して内部調査を指示し、その結果を文書でSIIに報告させることができるものとします。
3. 前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとします。この場合において、SIIが審査のために必要であると認められるときは、当該機器及び関連資料の提出を命じ、指定認証機関の施設その他の事業所に立ち入ることができるものとします。
4. 前項により当該指定認証機関に不正行為があったと認められたときは、指定認証機関の指定を取消すとともに、認証機関の名称及びその内容を公表し、SIIの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとします。
5. 補助金受給に係る不正行為について、SIIにより指定認証機関の関係者の関与が認められたときは、指定認証機関の指定を取消すとともに、認証機関の名称及びその内容を公表し、SIIの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとします。
6. 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金が交付されているときには、当該指定認証機関に対して期限を付して当該補助金相当額を請求するものとします。

# 目次

1. 事業概要	1
2. 事業スキーム	2
3. 指定認証機関公募概要	3
4. 機器認証基準、認証・審査業務	4
5. 指定認証機関の要件	5
6. 公募の流れと応募方法	6

1. 事業名 : 平成25年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
2. 事業目的 : 本事業は、電力需給対策の一環として、一般家庭及び事業所等で定置用リチウムイオン蓄電池（以下、「蓄電システム」という。）の導入に際し、設置する機器及び付帯設備費用を補助し、電力使用の合理化の取り組みを促進することを目的とします。
3. 補助対象機器 : 一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が補助対象機器として認めたりチウムイオン蓄電システム
4. 補助対象者 :  
 ・ 個人（個人事業主含む）  
 ・ 法人  
 ※リース等により設置する場合は、所有権者となる事業者と共同で申請してください。
5. 補助額（補助率） : 蓄電システム購入金額と、機器毎に定められた目標価格との差額の2/3以内
6. 補助上限額 :  
 【個人・法人】 1住宅あたり上限100万円  
 【法人】 1事業所あたり上限1億円
7. 補助金申請方法 : 『予約申請』と『交付申請』の2段階
- ① 『予約申請』は、契約・購入、設置前に「補助金予約申請書」（以下、「予約申請書」という。）をS I Iへ提出し、S I Iから「予約決定通知書」を受領してください。
- ② 『交付申請』は、補助対象機器の設置・引き渡しの完了、及び補助対象費用の支払いが完了した後、「交付申請書 兼完了報告書 兼取得財産等明細表」（以下、「交付申請書」という。）をS I Iへ提出し、S I Iから「交付決定通知書」を受領してください。
8. 申請受付 : ①予約申請受付期間  
 平成26年3月17日（月） ～ 平成26年12月31日（水）（必着）  
 ※予約申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても予約申請の受付を終了します。
- ②交付申請受付期間  
 平成26年3月17日（月） ～ 平成27年1月31日（土）（必着）
9. 補助事業費総額 : 100億円



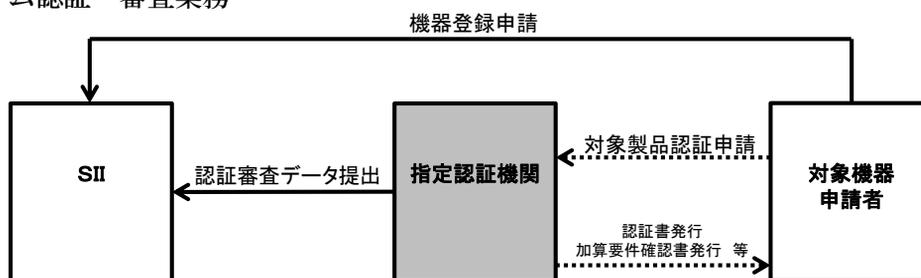
1. 公 募 名 称 : 平成25年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金  
指定認証機関の公募
2. 公 募 対 象 : 本補助事業において補助対象基準とする安全要件及び付加機能について、申請製品が満たしていることを、審査・認証を行える法人
3. 申 請 方 法 : 申請書をS I Iのホームページからダウンロードし、申請書の他必要書類を下記の申請受付期間内に提出してください。
4. 公 募 期 間 : 平成26年3月3日(月) ~ 平成26年11月30日(日) (必着)  
(申請受付期間)  
【一次公募期間】  
平成26年3月3日(月) ~ 平成26年3月6日(木) (12:00 必着)  
  
※上記の一次公募期間に申請書を提出された場合は、平成26年3月10日(月)に指定認証機関としてS I Iのホームページにて発表します。  
一次公募期間以降の申請についても、随時受け付け、発表を行います。

■ 蓄電システム認証基準

補助対象機器となる蓄電システムの安全基準、技術基準の詳細については、「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助対象基準」を参照してください。また、補助対象基準については、今後、国内外における規格の整備の進捗、その他の市場環境の変化に応じ、所要の措置を講じた上で修正する可能性があります。

基準		技術基準
性能及び表示基準		①蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性(サイクル耐久性)に関して、一定の基準を満たすこと。 ②定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 ※詳細は「補助対象基準 2 性能及び表示基準」及び「性能基準項目の測定方法(補助対象基準 別紙 1)」を参照してください。
安全基準	蓄電池部	「JIS C8715-2」に準拠すること。 ※詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照してください。
	蓄電システム	「蓄電システムの一般及び安全要求事項(1)(別紙2)」、または「蓄電システムの一般及び安全要求事項(2)(別紙3)」、及び「蓄電システムの一般及び安全要求事項(2)の補足(別紙4)」に準拠すること。 蓄電池部の定格容量が4800Ah・セル以上の蓄電システムは、上記蓄電システムの安全基準、もしくは別途定める蓄電システムの安全基準を満足すること。 ※詳細は「補助対象基準 3 安全基準」を参照してください。

■ 蓄電システム認証・審査業務



- 蓄電システムに対して、S I I が求める上記蓄電システム認証基準を含む、補助対象基準を満たしているかどうかの審査及び認証
- 機器認証申請者に対して認証書の発行  
※補助対象となる機器の審査結果について、S I I は必要に応じデータの提出を求める場合があります。
- よりピークコントロールに資する機能(付加機能)が、S I I の求める要件を満たしているかどうかの審査及び補助金加算要件確認書の発行

付加機能	審査書類	審査基準	発行書類
系統連系等	・カタログ ・取扱説明書	カタログあるいは取扱説明書などに、系統連系可能である旨が明記されていること。 系統連系可能である旨の明記がない場合は、系統運転と蓄電池運転の切替時間が10ms以下であり、かつ、任意の時間にタイマー、通信制御のいずれかにより充放電を行う機能を有していること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	補助金加算要件確認書
太陽光発電システム連携	・仕様図 ・図面	太陽電池用直流入力端子、太陽電池用交流入力端子、または太陽電池出力状態を監視する機能があること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	補助金加算要件確認書
高サイクル耐久性	測定データなど	2000回繰り返し充放電を行った後の容量が、定格容量の80%以上であること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	・補助金加算要件確認書 ・認証書及び付属書
ECHONET Lite 対応	・カタログ(HEMSカタログ含む) ・エコネットコンソーシアムが指定する規格認証認定機関発行の認証書の写し ・「定置用リチウムイオン蓄電池補助金の付加機能」に関する宣言書	ECHONET Lite 規格に準拠し、かつ、接続可能なHEMS機器がカタログ、パンフレット等に記載されていること。 ※詳細は「補助対象基準 4 付加機能」を参照してください。	・補助金加算要件確認書 ・ECHONET Liteチェックシート ・「定置用リチウムイオン蓄電池補助金の付加機能」に関する宣言書

## 1. 指定認証機関が有しなければならない基礎的要件

- ① 日本国において登記された法人である。
- ② 安定的な事業基盤を有している。
- ③ 電気用品安全法 国内登録検査機関である。
- ④ IECEE-CB制度に基づく、国内認証機関（NCB）である。
- ⑤ S I I との「取決書」・「秘密保持契約書」の締結ができる。
- ⑥ 前項に記載されている認証基準を審査・認証することが出来る体制・設備がある。
- ⑦ 日本語で記載された認証書及び付属書、または製品審査結果報告書を発行できる。

※日本語で発行が出来ない場合は、日本語の解説書を添付してください。

## 2. 指定認証機関が認証実施における情報の取り扱いに関する要件

- ① 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されている。  
(JIS Q27001相当の第三者認証取得が望ましい)
- ② S I I への審査データの報告において、補助対象機器申請者の同意を得て、その情報の提供ができる。  
※S I I に提出されたデータは、S I I から国に提出された後、統計的な処理等を行った上で国またはS I I から公表される場合があります。但し機密情報、個人情報の公表は行いません。

## 3. S I I との取決めについて

指定認証機関として採択後、S I I が定める「取決書」・「秘密保持契約書」に同意し、遵守できる。

※取決書には業務規定、業務情報の取り扱いとセキュリティ対策、不正認証の責任等を定めるものとします。

## 4. その他留意事項

- ① 指定認証機関は、対象機器申請者が虚偽申告等により機器登録を不正に行ったことが明らかになった場合、速やかに国、およびS I I に報告しなければなりません。
- ② 指定認証機関は、対象機器申請者に対して申請を通じて登録した製品・基準に準拠していると認めた製品に不具合・事故が生じたと知り得た場合には、速やかにこれをS I I に報告しなければなりません。
- ③ 指定認証機関において、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、指定認証機関として不適切であるとS I I が判断した場合、S I I は指定認証機関の登録の取り消しを求めます。
- ④ S I I は、認証に関わる費用に関して指定認証機関に対して協議を求める場合があります。

## 1. 指定認証機関公募の流れ

## (1) 審査・選定

## 【審査項目】

- S I I が定める要件をすべて満たすこと
- 事業計画の実現性、妥当性 など

上記を、踏まえ S I I は指定認証機関を決定します。

## (2) 結果の通知

採択された指定認証機関には、審査終了後に S I I のホームページで公表させていただきます。その後、採択通知が発行され、申請書に記載されている担当者宛てに郵送します。

## (3) 契約の締結

採択された指定認証機関は S I I との協議の上、指定認証機関における「取決書」「秘密保持契約書」の締結を結んでいただきます。

## 2. 応募方法

## (1) 申請書入手方法

S I I ホームページ (<http://sii.or.jp/>) から申請書式をダウンロードし、提出に必要な書類を作成してください。

## (2) 提出書類

No.	様式	書類名称		備考
応募事業者が提出する書類(すべて必須)				
1	指定 (様式1)	認証機関申請書		
2	指定 (様式2)	認証機関登録情報		
3	自由	事業計画書	期間、手順、 体制、コスト 等	●審査の予想件数、内訳、審査費用など具体的な見込みを記入してください。 ※これを裏付けるエビデンスがあれば添付してください。
4	自由	実績書(直近3年程度)		●他の事業含め、技術評価や第三者認証に該当する認証実績の報告書等。
5	原本	事業者登記簿謄本		
6	自由	会社概要		●パンフレット可。
7	自由	決算報告書(直近3期分)		
8	自由	各種証明書		●下記2つを証明できる書類。(官報コピー等) ①電気用品安全法、国内登録機関であること。 ②IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。
9	自由	情報セキュリティポリシー 等		

- ・ 指定書式の書類は、すべての項目について記載してください。
- ・ 関係箇所が判別し難い書類などは付箋やマーカーで目印をつけてください。
- ・ 書類一式をファイルに綴じ、書類名を記した見出し(タブ)をつけてください。
- ・ 3部(正1部、副2部)作成し、2部(正1部、副1部)をS I Iに提出、1部(副)を申請担当者が保管してください。

※ 提出書類に不備・不足等がある場合、審査の対象にならない場合があるので、注意してください。

## (3) 提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(S I I) 審査第三グループ

認証機関公募 担当宛

## (4) 問い合わせ先

TEL: 03-5565-4958

(受付時間: 平日 10:00~12:00、13:00~17:00)